

平成31年 第4回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成31年2月18日（火）午前10時

場 所：教育委員会室

教育長職務代理者	石	井	正	治
委員	古	卷		勲
委員	上	野		操
委員	松	原	秀	成

事務局	教育推進課長事務取扱				
	教育委員会事務局参事	柴	田	靖 弘	
	学校配置計画課長	川	勝	賢 治	
	学務課長	植	田	光 威	
	指導室長兼教育研究所長	市	川		茂
	学校施設担当課長	石	塚		修
	統括指導主事	松	塚	智	加子

書記	教育委員会事務局			
	教育推進課庶務係長	岡	田	隆 史
	同 主査	志	村	一 彦

石井教育長 職務代理者	<p>開会時刻 午前10時</p> <p>ただいまから、平成31年第4回教育委員会定例会を開催します。 本日は1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長職務代理者	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教育長職務代理者	<p>日程第1、署名委員を決定します。古巻委員と松原委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第8号議案、平成30・31年度江戸川区文化財保護審議会委員委嘱についてを審議いたします。内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事務 局参事	<p>第8号議案、平成30年・31年度江戸川区文化財保護審議会委員委嘱についてでございます。お手元に資料2枚つけさせていただきました。こちらの1枚目をごらんいただきたいと思いますと思いますが、文化財保護法保護条例第26条、27条の規定によりまして、以下のとおり議案として提出しますということでございます。</p> <p>新たな文化財保護審議会委員といたしまして、佐々木康之さん、専門分野が有形文化財（建築・建造物以外）でございます。現職は、サントリー美術館の学芸員、この委員の任期でございますが、31年3月11日から32年4月30日までとなります。2枚目の資料をごらんいただきたいと思いますと思いますが、現在、文化財保護審議会の委員の名簿をおつけしてございます。現在までは15名の方で構成されています。文化財保護条例におきましては、16名以内の委員で組織するというところで規定をされております。</p> <p>実は今回、5番の紺野委員さんが体調を崩されておりまして、出席が難しいというお申し出がございました。そこに、この方、第1部会、有形文化財ということで、それから第2部会の建造物以外ということで、第1、第2分科会に所属していただいておりますが、この第2分科会のほうを少し専門的な見地をいただきたいと思いますということで、この紺野委員よりご推薦を受けてこの</p>

	<p>方に今回新たに加わっていただくというものでございます。現職は、サントリー美術館ということでございますが、慶應義塾大学大学院を卒業、こうした分野におきまして、さまざまな学会での発表ですとか論文、それから刊行図書の発行、それから展覧会、それから社会教育活動ということで、今現在も青山学院大学、それから慶應義塾大学で非常勤講師を務められております。この方につきましても専門的な委員さんとして委嘱をできればというふうに伺っております。なお、今期は、30、31年度の2カ年の委嘱ということになりますので、在任期間といえますか、来年の4月までということでの予定でございます。</p>
教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問、ご意見などはございますでしょうか。</p>
古 巻 委 員	<p>失礼ですが、おいくつくらいの方ですか。</p>
教育長職務代理者	<p>37歳の方でございます。</p>
古 巻 委 員	<p>江戸川在住ではないんですね。</p>
教育推進課長	<p>今現在、柏市にお住まいでございます。</p>
教育長職務代理者	<p>紺野委員から推薦を受けたということで、紺野委員は引き続き在任されるということでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>紺野委員は、もうご経験も豊かでございますして、実際に出席されなくても案件については、私ども事務局のほうから問い合わせをさせていただいたり、ご意見をいただくなど、引き続き、委員としていていただきたいと考えております。</p>
教育長職務代理者	<p>もう一点だけいいですか。ちょっと変なところから入っていくんですけども、私、日曜9時の日曜美術館が好きなんですけれども、そこでの特集、はじめのほうを見ていると、美術館の学芸員の方が出てきていろいろ説明をしてくださる。学芸員の方って、すごい勉強されているんだななんて思うんですけども、この佐々木さんがサントリー美術館で最近企画されたものももしかしたらいらっしゃったら教えていただきたいんですが。</p>

教育推進課長	<p>いただいた研究業績というようなものをいただいておりますけれども、サントリー美術館でもその研究発表ということで論文をお出しになっている。また、その後もやはりサントリー美術館の中で論文を書かれているということが、一番最近では30年に論文を書かれております。これは日経新聞社でお出しになっている。それからサントリーの美術館の弁財天の曼荼羅図ということで著書をお出しになっているところでございます。</p>
教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。他いかがでしょうか。他になれば、第8号議案は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、日程第3、教育関係事務報告にまいります。学校閉庁日の設定について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>学校閉庁日の設定につきまして、1枚資料をおつけしてございます。目的といたしましては、教員の休暇取得を促進するため、以下、学校、幼稚園において、原則として業務を実施しない日を設定するというものです。これは今年度10月に働き方改革プランということで、江戸川区の取り組みをまとめていただいた、その中の一つとして、学校閉庁日を設定するという趣旨でございます。</p> <p>対象は全区内の小中学校、幼稚園。期間につきましては、平成31年8月13日(火)から16日(金)まで、米印で書いております、毎年度、原則として夏季休業中に設定をするということです。運用といたしましては、学校・幼稚園は、閉門をする。そして、内部事務及び外部対応等の業務は原則として実施しない。それから、学校施設開放事業は実施しない。部活動は休養期間とする。文書交換便の巡回は停止する。教職員が従事する区主催行事は、原則として実施しない。そして、すくすくスクール事業は実施する。区や他団体が行事等で学校・幼稚園の施設を利用する場合、利用者は事前に鍵の借用等に関して学校・幼稚園と調整を行った上で、利用当日は利用者の責任において施錠等の施設管理を行うものとする。</p> <p>緊急時の対応といたしましては、必要となった場合には、教育委員会事務局から学校・幼稚園の管理職に連絡をする。また、電話は自動応答に切り替える。区役所の代表番号を緊急連絡先として音声で案内をします。周知としましては、4月には区のホームページ及び各学校幼稚園のホームページに設定期間等を公表。7月には保護者向け周知文書を配布、そして学校施設開放の定期利用者への周知を行うものでございます。</p>

教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
松原委員	<p>2つといたしますか、あるんですけれども、1点目は、日直勤務、この辺についてはどういうふうに処置をしていくかということなんですね。以前の教育委員会で働き方改革の中で、留守番電話の話題があったと思うんです。その辺のことも含めてお尋ねします。</p>
教育推進課長	<p>原則、この日は勤務をしない、誰もいない、閉庁ということで閉めます。また、先ほどの緊急時の対応の部分でもお話いたしましたけれども、留守番電話という、自動応答ですね、来年度、導入を図ってまいります。これはこの期間ももちろんそうですが、それ以外の、例えばですね、時間を定めて、その時間についてはこれから検討させていただきますが、基本的には勤務時間が終わった後は、この自動音声に切り替えるということで、日常的に使っていく。それで、この日は閉庁日ですので、日中も通じて終日自動応答ということで行っていきます。</p>
古巻委員	<p>期間が8月13日から16日でお盆期間ですね。今、8月のカレンダー見ただんですけれども、そうすると、前の日の12日の月曜日は休日になっていますよね。ということは土曜日から含めると、都合9連休というか、連休という言い方はいいかどうかわかりませんが、という形になりますけれども、そういう理解でよろしいんですか。</p>
教育推進課長	<p>実は、お盆の時期というところがまず一つ。それから毎年この第2月曜日が山の日ということになりますので、その期間に絡めてやろうということでございます。来年度については、山の日が11日で、日曜日ということで3連休になりますので、9日間になりますけれども、基本的に今回連休になるように4日間を指定したというふうに考えております。ですので、また次の年度になりますと、ちょっとカレンダーが変わってくると思いますので、連休がそこまで続くかどうか、山の日も含めてちょうど土日も含めれば、7日間に近い連休になるわけでございます。</p>
古巻委員	<p>ということは、このお盆期間のいわゆる閉庁日というのは、大体固定しているというか、それからその年によって若干変動があると。</p>

教育推進課長	<p>米印にも書かせていただいていますけれども、原則として夏季休業中に設定するとなっておりますが、やはりこのお盆の期間に設定をさせていただきたいと思っております。来年度のカレンダーどおりでいきますと、4日間一つやって、前後の3連休、それから土日の連休としまして、9日間が連休になるということでございます。</p>
古 巻 委 員	<p>わかりました。</p>
教育長職務代理者	<p>私から一つよろしいでしょうか。緊急時の対応の(2)自動応答なんですけれども、今はまだどの学校も自動応答にはなっていないということでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>今は、ありません。設定はございません。</p>
教育長職務代理者	<p>その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長職務代理者	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>以上をもちまして、平成31年第4回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午前10時15分</p>